

1. P R T R制度の概要

(1) 法律・制度の仕組み

① P R T R制度の沿革

現在の我々の生活は多数の化学物質を使用し、利用することによって成り立っていますが、これらの化学物質の中には、人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすおそれがある性状を有しているものも少なくないため、それらの物質による環境の汚染に関する国民の不安が増大しています。

しかし、様々な化学物質による複合的な影響を含めて、現に存在する数多くの化学物質による人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには極めて長い時間と膨大な費用を要することから、そのような科学的知見の充実を背景とした厳格な法規制を中心とする従来の対策手法には限界があることが指摘されています。

このような状況を踏まえ、国際的には、平成4年、国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「アジェンダ21」の第19章において化学物質の管理の問題が取り上げられたのを受け、平成8年2月には、OECD（経済協力開発機構）によりP R T R（Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）：行政庁が事業者の報告や推計に基づき化学物質の排出量及び廃棄物に含まれる移動量を把握、集計し、公表する仕組み。）の導入勧告が行われました。

また、産業界においても、化学工業界における自主的なP R T R事業の実施、事業者間における化学物質の安全性に関する情報提供を目的としたM S D S（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）の普及、レスポンスブル・ケア活動（企業が自主的に化学物質に関して環境・安全・健康面の対策を行うこと）が進められています。

このような国際的取組及び産業界における自主的な取組の状況、さらには国民・産業界・行政の連携等をも視野に入れつつ、より効果的な環境リスク対策の手法が求められていることを背景として、平成11年7月13日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）が公布され、我が国においても、法律に基づくP R T R制度が導入されることとなりました。

② 対象化学物質

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度は、人の健康を損なうおそれや動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある等の性状を有する化学物質で、相当広範な地域の環境中に継続して存在すると認められるものを対象としています。具体的には、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いた上で、「第一種指定化学物質」として354物質が化学物質排出把握管理促進法施行令（政令）で指定されています。

③ 対象事業者

対象化学物質を製造したり、原材料として使用しているなど、対象化学物質（第一種指定化学物質を含む製品も含まれます。）を取り扱う事業者や、環境へ排出することが見込まれる事業者のうち、従業員数21人以上であって、製造業など政令で定める23の業種に属する事業を営み、かつ、対象化学物質の取扱量が1トン以上（平成14年度までは5トン以上）の事業所を有している等の一定の要件に該当するものが対象となり、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届出が義務付けられています。業種や要件（対象化学物質の取扱量や常用雇用者数など）は、政令に規定されています。

なお、本資料では、施行令で定める対象 23 業種のうち、製造業を更に 23 業種に区分した、合計 45 業種について記述しています。

④データの届出、集計、公表

- 1) 対象事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量とを事業所ごとに把握し、都道府県を經由して、国に届け出ます。(ただし、秘密情報にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。秘密情報であるか否かは国が厳格に判断します。)
- 2) 国は、届け出られたデータを、電子ファイル化し、物質別、業種別、地域別などに集計し、公表します。
- 3) 国は、家庭、農地、自動車などからの排出量を推計して集計し、2)の結果と併せて公表します。
- 4) 国は、請求があれば、電子ファイル化された個別事業所ごとの情報を開示します。
- 5) 電子ファイル化された情報は、国から都道府県に提供されます。都道府県は地域のニーズに応じて、独自に集計、公表することができます。

⑤P R T R制度の施行スケジュール

平成 11 年 7 月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成 13 年 4 月	取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 14 年 4 月	取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 15 年 3 月	上記届出の集計結果等の公表、開示の開始
平成 15 年 4 月	取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 16 年 4 月	取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始

※上記の把握・届出及び届出排出量等の集計結果の公表・開示は毎年度実施されます。

(2)届出外排出量の推計方法の概要

経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量について、以下の事項ごとに算出します。

- 1) 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの
- 2) 対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- 3) 家庭からの排出量
- 4) 移動体（自動車、二輪車等）からの排出量

(3) P R T Rデータの性格と取扱い上の留意点

P R T Rデータの活用に当たっては、以下の点に御留意ください。

①届出排出量・移動量の限界

- 1) 対象化学物質の排出が想定される事業者が届出の対象とされておりますが、(1)③のとおり、届け出られた排出量・移動量は、全ての事業者からの排出量・移動量を網羅しているわけではありません。
- 2) 事業者が届け出た排出量・移動量は、実測値に基づき算出する方法、物質収支により算出する方法、排出係数を用いて算出する方法など、化学物質排出把握管理促進法施行規則で認められた方法のうち、事業者が適当と判断した方法により把握されたも

のです。必ずしも実測値に基づくものではないため、その精度には一定の限界があります。(なお、届出値の有効数字は2桁としています。)

②届出外排出量の推計値の限界

- 1) 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計していますが、現時点で利用可能な信頼できる知見が存在するもののみが対象となっており、全ての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 2) 届出外排出量の推計値については、現時点で利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っていますが、その精度には一定の限界があります。また、排出源の種類により精度が異なることにも留意が必要です。

③届出排出量・移動量と届出外排出量の比較の限界

同一化学物質に係る届出排出量・移動量と届出外排出量の推計値とを比較する場合には、数値の精度に一定の限界があること、数値の精度は排出源により様々であること、届出排出量・移動量と届出外排出量の推計値を合わせても全ての排出源を網羅したものではないことに留意が必要です。

④公表データによるリスク評価の限界

- 1) P R T Rで公表されるデータはあくまで排出量又は移動量の集計値であり、環境中で人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ(リスク)の大小を直接表すものでもありません。
- 2) 化学物質のリスクを評価するには、有害性の評価とともに暴露評価を実施することが必要です。P R T Rで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物への影響を論じることはできませんが、少なくとも、排出量の多い物質や地域の特定等、問題点を把握することが可能であり、リスク評価、あるいはそのための暴露評価の出発点となり得るものです。

⑤排出量等の数字の記載方法

届出値の有効数字は2桁となっていますが、対象物質の種類や業種、地域により数値が大きく異なることから、原則として排出量等については「千トン単位」で(ダイオキシン類を除く。)、割合(%)については、1%以上のものは整数で、1%未満のものは小数点以下1桁で記載しています(いずれも四捨五入)。

ただし、集計表については「トン単位」等で、数値が小さな業種や地域等については、0.0千トンや0.0%の記載をさけるために例外的に有効数字2桁を原則として記載しています。

⑥その他

今回公表するデータは、平成15年2月末日時点で都道府県及び関係省庁による確認を経て、経済産業省・環境省が把握していたものです。その後の事業者からの修正・追加等により、個別事業所データについて変更がある場合には、後日、ファイル記録事項(電子ファイル化され、開示対象となる個別事業所データ)を修正する予定です。